リハビリデイサービスさみた　通所介護運営規程

第１条　社会福祉法人やまびこ会が開設する「リハビリデイサービスさみた」（以下「事業所」とする。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「介護職員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第３条　指定通所介護の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

３　事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　リハビリデイサービスさみた

（２）所在地　奈良県北葛城郡河合町佐味田１９８番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名

管理者は事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　２名以上

生活相談員は利用申込等の調整、通所介護計画作成、家族との連絡調整等を行う。

（３）介護職員　　３名以上

介護職員は通所介護計画に基づいて適切な介護サービスを提供する。

（４）看護職員　　１名以上

看護職員は利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。

（５）機能訓練指導員　　１名以上

機能訓練指導員は利用者の日常生活上の機能訓練を行う。

（６）事務職員等は状況に応じた人員を配置する。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日（但し、日曜日及び年末年始１２月３１日～１月２日は休業）

（２）営業時間　８：３０～１７：３０
（３）サービス提供時間　８：４５～１７：００とする。
但し、居宅サービス計画と勤務体制に応じて、時間外のサービス提供を行うことがある。

（利用定員）
第７条　この事業の１単位あたりの利用定員は２３人とする。

（事業の内容）
第８条　この事業所の事業内容は次のとおりとする。
（１）食事の提供サービス
（２）入浴サービス
（３）日常生活動作の機能訓練
（４）居宅と事業所間の送迎サービス

（通常の事業実施地域）
第９条　通常の事業実施地域は、以下の通りとする。
北葛城郡（河合町、上牧町、王寺町、広陵町）
生駒郡　（三郷町、斑鳩町）
磯城郡　（川西町、三宅町）
香芝市、大和高田市

（利用料等）
第 10 条　指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時には、利用者の負担割合に応じた額とする。
２　通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
（１）通常の事業の実施地域を越えた地点から、１キロメートルあたり５０円
３　食費　５５０円（提供の有無は利用者の選択による）
４　おやつ代　１００円（提供の有無は利用者の選択による）
５　おむつ代　１５０円（持参された場合は不要）
６　その他の実費については、重要事項説明書に記載されている通りとする。
７　第２項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）
第 11 条　サービスの利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

（緊急時における対応方法）
第 12 条　介護職員等は、事業実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、看護職員と連携の上、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければなら

ない。

（事故発生時の対応）

第 13 条　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 14 条　事業者は、非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

２　防火訓練計画により年２回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図ることとする。

（2）　虐待の防止のための指針を整備することとする。

（3）　虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととする。

（4）　前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

２　施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（衛生管理等）

第16 条　施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

２　施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

（その他運営に関する留意事項）

第 17 条　事業所は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後３カ月

（２）継続研修　　年２回以上

２　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

５　事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。

６　施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする

７　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が

害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

8　施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

9　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人やまびこ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成３０年７月１日より施行する。

変更後の第６条及び第１０条の規定は、平成３０年１０月１日から施行する

変更後の第７条の規定は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１月７日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年３月 29 日から施行する。